

# 第6章 計画の推進体制・進行管理

## 1 計画の推進体制

地域における温暖化防止の取組を進めていくためには、市民、事業者、市等が協力・連携を図りながら、計画で示した施策を実行していくことが必要です。

市では、庁内組織である「地球にやさしいまちづくり協議会」において、市が実施する温暖化防止に関する各種施策の調整等を図り、温暖化対策を推進するとともに、市民、事業者、市等で構成する「函館市地球温暖化対策地域推進協議会」において、日常生活に関する温室効果ガス削減のための具体的対策に取り組みます。

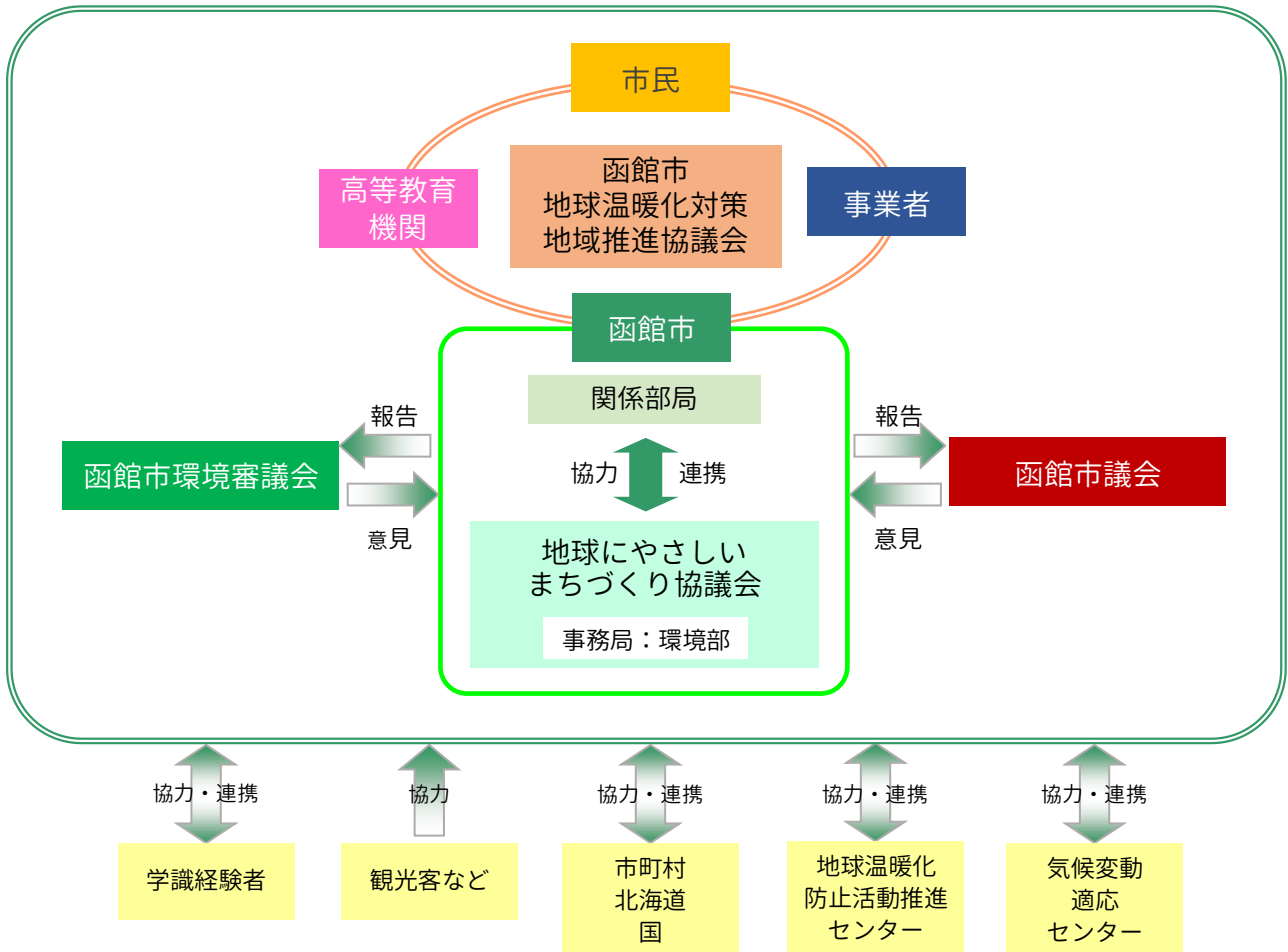


図6-1 推進体制

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）のPDCAサイクルを基本として実施します。

- ・ 温室効果ガスの排出量を定期的に推計・公表します。
- ・ 進行管理指標の項目に関して、最新値の把握や定期的な市民アンケート調査を実施し、点検・評価します。
- ・ 計画の進捗状況を「地球にやさしいまちづくり協議会」や学識経験者等で構成される「函館市環境審議会」へ報告し、その意見等を踏まえて次年度以降の施策に反映します。